右

生活保護法による介護機関の指定..

政健

同同策福

: :

:

告

示

目

次

出

先機 関 右

建設業者の許可の取消し.....

(県 八地間) (建築住宅課)

:

74

껃

開発行為に関する工事の完了.....

証紙売りさばき人の指定.....

公

公共測量の実施..... 変更の届出.....

(監

課 :

= = =

:

同 理 同

:

 \equiv

生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地 変更の届出..... 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地

同

平成二十一

第三千百十八号

(月曜日)

五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十

平成二十一年八月三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

名 君石ハーネ	じ 産業 社つ	"	泉療 会 法人仁	名称	居宅介
ミ平一の一 字倉石中市字上 三戸郡五戸町大	門寺前一四の六むつ市大畑町本	II	町字直田八一八戸市大字尻内	所 在 地 主たる事務所の	護事業者
介応認 護型知 通症 所対	通所介護	管 理 指 導 養	シビ通 ョリ所 ンテリ ーハ	類 第 0 和	事居 養宅 介 重護
ー ムさい荘 ボ	スセンター ンタービザラザ	"	リニック 八戸在宅ク	名称	居宅介
目一九の一九川 字佐井字原田川 下北郡佐井村大	島六〇の一	11	町七八戸市大字岩泉	所在地	護事業所
"	111.	"	三平 ・成 ・	年月日	

青森県告示第五百十七号

:

껃

五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成二十一年八月三日

土地改良区の役員の就任

県中

県東

同民地

:

:

÷ 六 五 五 四

土地改良区の役員の退任..... 土地改良区の役員の就任及び退任

青森県知事 Ξ 村 申 吾

示

青森県告示第五百十六号 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

"	ス株式会社 会社	人 鶴 住 会 祖 法	じ 産業 社 つ	"	泉療法人仁	名称	介護予
"	ミ平一の一字倉石中市字上三戸郡五戸町大	一〇二の二 大字野中字鶴住 北津軽郡板柳町	門寺前一四の六むつ市大畑町本	"	町字直田八一八戸市大字尻内	所 在 地	防事業者
介応認介 護型知護 通症予 所対防	生応認介 活型知護 介共症予 護同対防	訪護 介護 介護 育 育 育 防	通所介護 介護予防	管居 理宅 指療 等 養 防	シビ通介 ヨリ所護 ンテリハ トハ防	O.	 介 美護 予 重防
"	ー ムさい荘 ボ	鶴 は せ ー ム ス ス	デイサービ デイサービ デ・プラザ	"	リニック 八戸在宅ク	名称	介護予
"	目一九の一九 字佐井字原田川 下北郡佐井村大	一〇二の二 大字野中字鶴住 北津軽郡板柳町	島六〇の一	"	町七十大字岩泉	所 在 地	防事業所
"	111.	二· ·	111. 11. 1	"	三平 ・成 ⁻ ・	年月日	

青森県告示第五百十八号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの

平成二十一年八月三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

名	居
称	宅介
所主 た	護支援
所 在 を 事務に	事業
折地の	者
名	
称	居宅介
所	護 支 援
在	事業
地	所
月	指定

青森県告示第五百十九号

輪群式会社三

〇二 | 弘前市大字代官町一

ん援事 お ま ま ま の し や く し や く

| 〇二 | 公前市大字代官町一

三平 ・成 ・

所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告 する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成二十一年八月三日

示する。

,	
居	
宅	
介	
護	
事	
業	
者	
事居 業宅 か護	書
居	青森県知事
宅	知
介	事
護	_
事	Ξ
業	
所	村
变	申
更	吾

変更後	変更前	変更後	変更前	5	
ズナンニ	ナ有 ノ限 ラ会 イ社	フク 青フ 森ラ	r株 ア式 ラ会 イ社	名称	居宅介
二目四七一の	町上 旭本郡 三丁 工	の 五	青 森市 卸町	所の所在地 ・ ・	護事業者
,	ı	記して記	方 引 一 籆	類 写 3 0	事居 巻宅 介 重護
サフト		前フ 営青 業森 所弘	ケ株 ア式 ラ イ 社	名称	居宅介
二目町上 二旭市北 九京三東 の丁北	三目町上 二間地帯 九六三東 の丁北	六神弘 の二十 一二十 目字	三宮弘 の川市 二三丁目 目字	所 在 地	護事業所
	10. 111		平成	年月日	変更

青森県告示第五百二十号

所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告 する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

示する。

平成二十一年八月三日

介	
蒦	
予	
防	
事	
業	
者	
j	青
介	青森県知事
蒦	知
予	事
防	_
事	三
業	++
听	村
	申
	"
	吾

変更後	変 更 前	变 更 後	变 更 前	5.	
ズ!	ナ有 ノ限 ラ会 イ社	フク 青フ 森ラ	r株 r式 ラ会 イ社	名称	介 護 予
四七	町上 旭北 南郡 三東 丁北	三の五	青森市卸町	所の所在地 地	防事業者
訪問介護	介護予防	訪問介護	介 護 予 防	類 類 第 <i>0</i>	重介 養護 予 重防
1	ズサ ・ン ァラ アイ	前フ 営青 業森 所弘	ケ株 ア式 ラ会 イ社	名称	介護予
二目町上 二旭市北 九京三東 の丁北	三目町上 二旭北 九南東 六三北 の丁北	六神弘 の二二 十二 十二 十二 十二 十二 十二 十二 十二 十二 十二 十二 十二 十	三宮弘 の川三市 二三丁 目字	所 在 地	防 事 業 所
Ξ	100	= -	平 成	年月日	变 更

青森県告示第五百二十一号

量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測

三項の規定により公示する。

平成二十一年八月三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

平成二十一年八月三日

測量計画機関

東北地方整備局

測量の種類

測量の期間 公共測量 (道路計画)

Ξ

平成二十一年八月三日

三項の規定により公示する。

量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測

青森県知事 Ξ 村 申

吾

測量計画機関

東北地方整備局

測量の種類

=

Ξ 測量の期間

公共測量 (上北天間林道路計画図作成

兀 測量の地域

平成二十一年六月三日から同年十一月三十日まで

八戸市大字是川地内

上北郡東北町大字大浦~上北郡七戸町字附田向地内

青森県告示第五百二十三号 青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例 (昭和

三十九年四月青森県条例第十号) 第九条の規定により告示する。

青森県知事 Ξ 村 申 吾

弘前市大字宮園四丁目一八の六 売りさばき人の住所及び氏名

毛内

初雄

平成二十一年七月十五日から同年十一月三十日まで

兀 測量の地域

つがる市木造越水~西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸町地内

青森県告示第五百二十二号

Ξ 指定年月日 売りさばき場所 弘前市大字神田五丁目八の七 平成二十一年七月二十七日

公

開発行為に関する工事の完了

第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。 次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律

平成二十一年八月三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

工区) で及び二の二から二三沢市前平一丁目一 名称 開発区域 (工区) に含まれる地域の _ თ<u>თ</u> 一○まで (第七一から一の九ま 三沢市桜町一丁目一の三八 (名称) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十一年八月三日

吾

商号又は名称 大地建設株式会社

青森県知事 Ξ 村 申

代表者の氏名 中舘

兀 許可番号 主たる営業所の所在地 青森県知事許可 (般 一七) 第五五四四号 八戸市大字長苗代字下亀子谷地二八の

有限会社県南設備工業

代表者の氏名 山田 靖博

商号又は名称

Ξ 主たる営業所の所在地 十和田市元町西三丁目一二の一八

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 一七) 第一一二二五号

五 取消年月日 平成二十一年七月九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十一年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

先 機 関

出

土地改良区の役員の就任及び退任

田村土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、蓬 六 五 取消年月日 平成二十一年七月九日

取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第 平成二十一年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ 一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十一年八月三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

七項の規定により公告する。

平成二十一年八月三日

東青地域県民局長
武
田
哲
郎

"	"	"	"	"	"	"	理	"	"	監	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理	区役 員 別の
							事			事												事	別の
森	三上永久男	吉崎	大 宮	青 木	若 佐	森	坂 本	坂 本	木 村	坂 本	小 鹿	佐 藤	小 松	青 木	森	三上永久男	吉崎	大 宮	高田	若 佐	坂 本	森	氏
弘 美	小 久 男	治八	正志	繁一	秀雄	清秀	祐一	信義	修	昭栄	正博	信彦	国光	繁一	弘 美	小 久 男	治八	正志	栄	秀雄	宏孝	清秀	名
の " 四	"	"	八 //	— <i>"</i>	"	<u>@</u> "	"	"	"	"	"	"	の <i>"</i> 六	— <i>"</i>	の " 四	"	"	八 "	"	"	"	の東 二津 軽	住
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	郡 蓬田井	
大字阿弥陀川字汐干七七	" " 亡	大字蓬田字汐越一三の五	大字郷沢字浜田一四〇の	大字阿弥陀川字汐干八の	大字中沢字池田一	大字阿弥陀川字汐干一六	大字長科字川瀬二九の一	大字中沢字浪返一五の一	大字蓬田字汐越三一の二	"字川瀬三五の四	" " — —	大字長科字浦田二六の二	" 五六	" 八の	大字阿弥陀川字汐干七七	″ " 七二	大字蓬田字汐越一三の五	" 一四〇の	大字郷沢字浜田一四	" 字池田一	大字中沢字浪返七六	の二東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干一六	所
"	"	"	"	"	"	"	三・ 型:10退任	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	三・ ^四 ・ 二 就任	の 年 月 日

"	"	監	"	"	"	"
		事				
高田	佐 藤	八戸	髙田	坂 本	坂 本	小 松
栄	信彦	年美	萬	宏孝	昭栄	国 光
"	"	"	"	"	"	の " 六
"	"	"	"	"	"	"
大字郷沢字浜	大字長科字浦	大字阿弥陀川字汐干	大字郷沢字浜田一三	大字中沢字浪返七六	大字長科字川	"
田	浦田二六	川字汐	浜田 一	退返七	瀬	"
四	六の二	干四九	Ξ	六	三五の四	五六
"	"	"	"	"	"	"

土地改良区の役員の退任

により公告する。別土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定別土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、原

平成二十一年八月三日

東青地域県民局長

武

田

哲

郎

理	区役 員	
事	別の	
星 野	氏	
美 次	名	
青森市大字泉野字内野二四の六	住	
平成三・『三	退任の年月日	
	事 星野 美次 青森市大字泉野字内野二四の六 平成三・四・	事と星野・美次・青森市大字泉野字内野二四の六・一・月の 氏 名 住 所

土地改良区の役員の退任

により公告する。 内土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定内土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、奥

平成二十一年八月三日

理	区役 員 別の	
事	別の	
市川	氏	
勝信	名	
青森市大字西田沢字浜田一一	住	
八	所	
平成三・严三	退任の年月日	

東青地域県民局長

武

田

哲

郎

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、弘 土地改良区の役員の就任

平成二十一年八月三日

規定により公告する。

前北部土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の

中南地域県民局長 佐

藤

修

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目|番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

区役 員 別の # 理 事 兜森 小 枝 氏 忠治 輝男 名 弘前市大字高杉字山下一三〇の五 住 大字糠坪字桜山一六四 所 平成三・ 就任の年月日 프